

マンモグラフィ検診従事者研修事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、公益法人等

(2) 概要

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成するための研修事業に対して、国が補助を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療のために有効であった。

(2) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段であった。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的であった。

また、本事業を通じた当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られた。

さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療の推進に関して、費用に見合った一定の効果があったと考えられる。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

（３）政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成２３年度予算概算要求において所要の予算を計上する。

（概算要求額：４２百万円）

4. 評価指標等

| 指標と目標値（達成水準／達成時期） | | | | | | |
|---|--|--------|--------|--------|--------|-----|
| アウトカム指標 | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 1 | 乳がん検診受診率 | 17.6 | 12.9 | 14.2 | | |
| 達成率 | | | | | | |
| 2 | がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度） | 92.4 | 90.0 | 88.5 | 87.2 | 集計中 |
| 達成率 | | 102.6% | 102.6% | 101.7% | 101.5% | —% |
| 【調査名・資料出所、備考等】 | | | | | | |
| ・ 指標1：地域保健・老人保健事業報告 | | | | | | |
| ・ 指標2：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。 | | | | | | |
| また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。 | | | | | | |

5. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有 ・ 無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有 ・ 無

② 具体的記載

「がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。